

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	砂防課	整理番号	2-403
処分の種類	代執行費用の義務者からの徴収			
根拠法令条例等・条項	砂防法第18条第2項			
処分の概要	砂防法又は砂防法に基づいて発せられる命令を履行するために要する費用について、命令を受けた者に負担を命ずるもの			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難)			
基準の制定根拠	-			